

4 都税徴収猶予額整理状況（令和2年度）

区 分	徴収猶予額 (A)		収入額 (B)		その他減額 (C)		徴収猶予中の額 (D) = (A) - (B) - (C)	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
令和元年度	19 155 051	1 885	17 179 906	747	245,020	379	1 730 125	759
令和2年度	88 569 429	46 192	27 490 355	12 179	3 930 688	3 773	57 148 386	30 240
一般の徴収猶予（法15条関係）	72 075 077	45 328	12 390 397	11 685	3 805 750	3 532	55 878 929	30 111
不動産取得税 （法73条の25、27等、法附則12条1項）	229 009	322	2 815	11	121 869	221	104 325	90
法人都民税・法人事業税 （法55条の2、72条の38の2、39の2）	-	-	-	-	-	-	-	-
特別土地保有税 （法601条、602条、603条等）	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税・都市計画税 （法附則29条の5 第7、8項）	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車税環境性能割 （法164条）	3 069	20	-	-	3 069	20	-	-
軽油引取税 （法144条の29）	16 262 275	522	15 097 143	483	-	-	1 165 132	39

(備考) 1 この表は法人都民税・法人事業税に地方人特別税及び特別法人事業税を含む。
2 この表の「収入額」には還付未済額は含まれていない。
3 「徴収猶予額」は前年度からの繰越額と本年度決議額の合計、「その他減額」は調定減額、期限経過額及び猶予取消額の合計である。
4 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。

5 都税滞納処分の停止状況（平成30～令和2年度）

(1) 滞納処分停止中の額（税目別）

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
総 計	3 453 653	39 487	3 246 817	32 915	3 435 454	30 097
法 人 都 民 税 利 子 割	1 320 735	9 861	1 231 628	9 216	1 173 508	8 375
個 人 事 業 税	-	-	-	-	-	-
法 人 事 業 税	162 757	1 088	121 705	919	136 148	782
不 動 産 取 得 税	818 461	1 701	981 144	1 691	1 095 454	1 631
都 民 税 利 子 割	128 186	594	126 825	558	137 867	451
都 民 税 利 子 割	-	-	-	-	-	-
自 動 車 取 得 税 (普 通 税)	32	1	203	2	-	-
軽 油 引 取 税 (普 通 税)	-	-	-	-	-	-
自 動 車 税	330 946	7 902	296 105	7 067	252 959	6 111
固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税	680 409	18 328	484 570	13 459	638 897	12 744
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-	-	-	-
事 業 所 税	12 128	12	4 637	3	416	1
旧 法 に よ る 税 (自 動 車 取 得 税)	-	-	-	-	203	2

(備考) 1 この表は都民税個人分を含まない。
2 令和元年度税制改正により、令和元年9月30日を以て自動車取得税は廃止され、同年10月1日から自動車税環境性能割が新たに創設された。自動車税は自動車税種別割へ名称を変更している。
3 令和元年度分自動車税は自動車税、自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む値である。また、令和2年度分自動車税は自動車税環境性能割及び自動車税種別割を含む。